

平成30年6月12日

綾瀬市長 古 塩 政 由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会  
会 長 永 山 茂 樹



綾瀬市長の所管に属する綾瀬市個人情報保護条例第7条に定める取扱い  
制限事項に係る要配慮個人情報の取扱いについて（答申）

このことについて、平成30年5月11日付けで諮問のありました綾瀬市個人情報  
保護条例第7条の規定に基づく諮問事案については、別添諮問事案の内容を適当なも  
のと認めます。

## 諮 問 事 案 一 覧 表

条例第7条の規定に基づく取扱いの制限事項に関する諮問事案

No.	類 型	取り扱う要配慮 個人情報の項目
1	市民等からの相談、陳情、要望、意見、主張、見解等の中で相談者等の意思により、要配慮個人情報提供され、当該個人情報を取り扱うこととなる場合	○全ての項目
2	作文等のコンクール、試験等において、作成される作文、論文等の記載内容に要配慮個人情報が含まれ、当該個人情報を取り扱う場合	○全ての項目
3	栄典、表彰の事務において、被表彰者、候補者等の要配慮個人情報を取り扱う場合	○犯罪の経歴 ○刑事事件に関する手続 ○少年の保護事件に関する手続
4	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された要配慮個人情報を出典、収集先及び収集時期を明示して取り扱う場合	○全ての項目
5	政党名、会派名、議員等の政治理念等要配慮個人情報の取扱制限事項に係る個人情報を取り扱う場合	○信条（宗教を除く。）
6	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬及び移転の費用並びに供養及び祭礼の費用の補償を適正に行うため要配慮個人情報に関する個人情報を取り扱う場合	○信条（宗教に限る。）
7	国際交流に資するため、海外からの研修者、来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障を来たさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため、要配慮個人情報を取り扱う場合	○信条（宗教に限る。） ○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導、診療・調剤
8	イベント、研修講座、講演会等を開催するに当たり、講師、参加者等の関係者に適切な配慮を行うため要配慮個人情報を取り扱う場合	○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導、診療・調剤
9	人選とその後の処遇に当たり、合理的範囲内で適正等を判断するため要配慮個人情報を取り扱う場合	○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導、診療・調剤

10	特定の疾患、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、支援の対象となる要件等を確認するため要配慮個人情報を取り扱う場合	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導、診療・調剤
11	事件・事故が発生し、関係者に至急連絡・報告を行う必要がある場合であって、報告内容に要配慮個人情報を含める必要があるとき。	<input type="checkbox"/> 全ての項目
12	本人を撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を収集する場合	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 医師等による指導、診療・調剤

※経過措置

類 型	取り扱う要配慮個人情報の項目
平成30年10月1日時点で、既に次の項目に係る要配慮個人情報の収集並びに利用及び提供を行っていない事務において、文書の保存期間経過までの間、当該情報の保管を行う場合	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導、診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続